

豊かで美しい由布の環境事業について

令和元年6月5日 由布市役所環境課

1 趣旨

様々な主体による環境活動を行う基盤を作り、市民の環境に関する意識の醸成を図るため、「環境活動推進事業」からより目的・範囲を絞って、「豊かで美しい由布の環境事業」に名称を変更する。

県が展開する「おおいたうつくし作戦」を推進し、環境基本条例の前文において決意している「豊かで美しい環境を未来の子どもたちへ引き継ぐ」ため、「豊かで美しい由布の環境づくり」を進める。

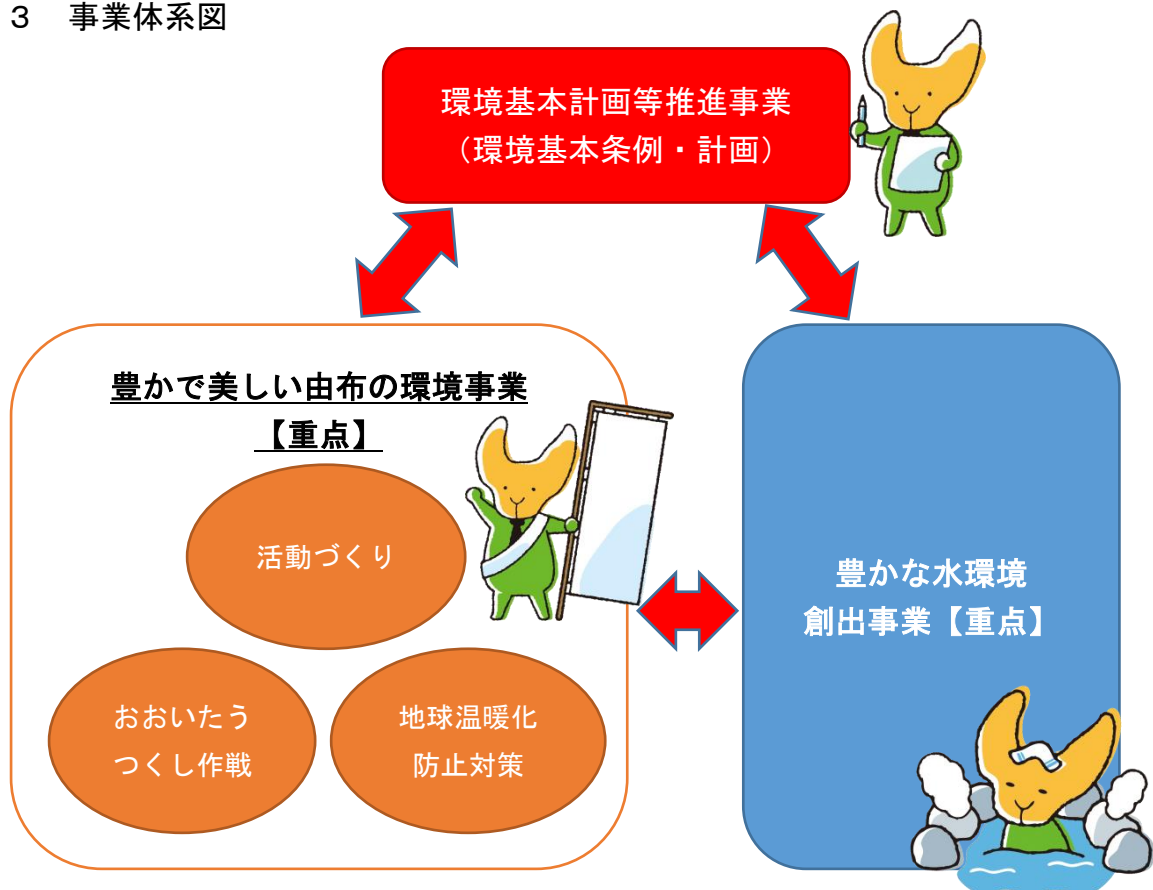
2 事業経過

平成22年4月 「環境活動マネジメント推進事業」創設

平成28年4月 「環境活動推進事業」に名称変更

平成31年4月 「豊かで美しい由布の環境事業」に名称変更

3 事業体系図



4 事業目的・内容

最終目的

「豊かで美しい環境を未来の子どもたちへ引き継ぐ」

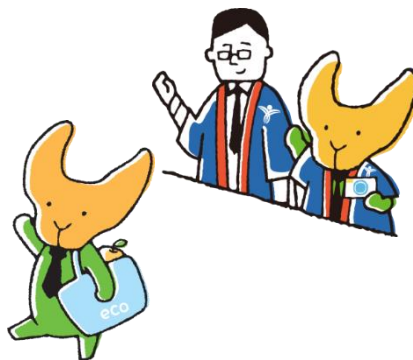
① 市民・事業者・交流者に対する環境意識を高めるための活動づくり

- 「豊かで美しい由布の環境連絡会議」を設置し、様々な環境問題への解決のため、環境団体等間の協議や調整を行い、研さんを図る。



② 県が県民運動として展開している「おおいとうつくし作戦」の推進

- 環境学習会、環境に親しむイベントの実施や支援を行う。
- 10月を「由布市レジ袋削減強化月間」とし、啓発する。
- プラスチックごみや食品ロスの削減に関する取組を実施する。



③ 地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化防止及び省エネに関する啓発活動を行い、地球温暖化対策地域協議会との協働を図る。
- 第2次由布市地球温暖化対策実行計画（市の事務事業（市役所、学校、公民館等）を対象とするもの。）を推進する。



5 参考

《由布市環境基本条例（平成25年条例第4号）前文（一部）》

私たちは、市民等、事業者、市そして交流者がそれぞれの役割を自覚し、協働して取り組むことにより、持続可能な社会を実現させ、豊かで美しい環境を未来の子どもたちへ引き継ぐことをここに決意し、この条例を制定する。